

No. 46

市町村名	担当部課名	T E L	直通・内線	F A X
豊根村	生 活 課	0536-85-1315	直 通	0536-85-1701
住 所	〒449-0403 北設楽郡豊根村下黒川字蔵平2		担当者氏名	伊藤 孝徳
U R L	http://www.vill.toyone.aichi.jp/		E-mail	seikatsu@vill.toyone.lg.jp

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	専用住宅 (設置・転換)	専用住宅 (更新)	人槽区分	店舗(事業所) 兼用住宅 (設置・転換)	店舗(事業所) 兼用住宅 (更新)
5人槽	630,000	394,000	11人槽～	1,812,000	1,312,000
7人槽	790,000	510,000			
10人槽	1,190,000	839,000			
みなし浄化槽又はくみ取り便槽撤去費			60,000		
転換に伴う配管工事費			90,000		

(2) [令和4年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
	4						4

前年度実績基数 (3基)

(3) [補助対象地域]

全地域内

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

自ら居住する個人住宅に処理対象人員50人槽以下（併用住宅にあつては居住部分のみについて算出した人槽区分が10人槽以下となるもの及び2戸以上の住宅が共同で1基の浄化槽を設置する場合にあつては、1戸当たりで算出した人槽区分が10人槽以下となるもの）の浄化槽を設置、転換又は、更新しようとする者

※浄化槽：し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という）除去率90%以上であり、放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下及び放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ以下の機能を有するものであること

平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用されるものにあつては、同指針に適合するもの

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②専用住宅又は併用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③村内に住所がない者
- ④設置場所に申請日まで引き続き1年以上居住していない者（ただし、設置後引き続き1年以上居住することが確実な者を除く）
- ⑤設置工事完了後、遅滞なく、浄化槽の設置場所に住民票の異動ができない者
- ⑥販売の目的で建築物を建築する者
- ⑦村税を完納していない者
- ⑧浄化槽の更新に限り、浄化槽を設置後、20年以上経過していない者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書（新築の場合は、建築工事届及び添付書類の写しを添付）の写し又は建築確認通知書の写し
- ②設置場所の案内図
- ③浄化槽設置工事費見積書の写し（転換の場合は設置費、撤去費、配管工事費がわかるもの）
- ④建物の平面図、浄化槽配置図及び屋内外排水設備図（管きよの勾配が確認できるもの）
- ⑤浄化槽登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- ⑥浄化槽の工事監督を実施する者が、平成元年10月30日付厚生省・建設省告示第1号により指定した小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会を修了した者にあつては修了証書の写し、昭和63年度以降に法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士にあつては浄化槽設備士証の写し

- ⑦工場生産浄化槽認定シート又は型式適合認定書、仕様書及び図面
- ⑧法第7条の規定による水質に関する検査の振込金受領書兼検査依頼書の写し
- ⑨住宅を借りているものにあつては、賃貸人の承諾書及び賃借契約書の写し
- ⑩道路及び河川占有許可が必要な場合は、その許可証の写し自己所有地以外を使用し排水する場合は、当該土地所有者の承諾書の写し
- ⑪納税証明書（村税等が完納されていることが証明できるもの。非課税の場合は非課税であることが確認できる非課税証明書等）
- ⑫浄化槽の更新が必要だと分かる書類の写し（浄化槽の更新に限る）
- ⑬その他村長が必要と認める書類

（８）【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：事業完了後1ヶ月以内又は当該年度3月10日のいずれか早い期日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法第11条検査契約書の写し
- ③維持・管理に関する誓約書
- ④浄化槽設置工事の工程写真（豊根村浄化槽設置施工要領の参考写真によること）
- ⑤浄化槽工事業者との間で取り交わした覚書の写し
- ⑥浄化槽設置確認表
- ⑦浄化槽設置工事費の領収書の写し
- ⑧完成した浄化槽配置図及び屋内外排水設備（申請時と変更があった場合に限る）
- ⑨その他村長が必要と認める書類

（９）【 その他 】

- ①みなし浄化槽又はくみ取便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限6万円の補助を行っている
- ②みなし浄化槽又はくみ取便槽から浄化槽へ転換に伴う宅内配管工事費に9万円までの補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください